

平成 27 年 6 月

江南市議会建設産業委員会会議録

6 月 25 日

江南市議会建設産業委員会会議録

平成27年6月25日〔木曜日〕午前9時32分開議

議 題

議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

生活産業部

水道部

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為

第4条 地方債の補正

議案第37号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 平成27年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 宮地友治君 副委員長 安部政徳君

委員 東義喜君 委員 古田みちよ君

委員 河合正猛君 委員 尾関昭君

委員 中野裕二君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

主 事 前 田 裕 地 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

生活産業部長 武 田 篤 司 君

都市整備部長 鵜 飼 俊 彦 君

水道部長兼水道事業水道部長 鈴 木 慎 也 君

産業振興課長 大 岩 直 文 君

産業振興課主幹 石 坂 育 己 君

産業振興課副主幹 村 瀬 猛 君

産業振興課副主幹 岩 田 浩 和 君

まちづくり課長 吉 野 賢 司 君

まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長

野 田 憲 一 君

まちづくり課主幹 米 田 直 人 君

まちづくり課副主幹 川 瀬 正 士 君

まちづくり課主査 齊 木 理 君

土木課長 馬 場 智 紀 君

土木課主幹 堀 尾 道 正 君

土木課副主幹 酒 匂 智 宏 君

水道部下水道課長 小 林 悟 司 君

水道部下水道課主幹 伊 藤 達 也 君

水道部下水道課副主幹 青 山 守 君

水道部下水道課副主幹 夫 馬 靖 幸 君

水道事業水道部水道課長	郷	原	実智雄	君
水道事業水道部水道課主幹	高	田	昌和	君
水道事業水道部水道課副主幹	鵜	飼	智恵	君
水道事業水道部水道課副主幹	岡		久雄	君

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

私、5年ぶりの委員長ということで、ふなれな点がいろいろあると思えますけれども、皆さんの御協力をもって、この委員会をスムーズに進めていただくよう、よろしく願いいたします。

では、当局からの挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る6月11日に6月定例会が開会されて以来、連日、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）を初め4議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時34分 休 憩

午前9時40分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

では、審査に入ります。

議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

生活産業部

水道部

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為

第4条 地方債の補正

○委員長 最初に、議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち都市整備部の所管に属する歳入歳出、生活産業部、水道部の所管に属する歳出、第3条 債務負担行為、第4条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で、各課ごとに審査したいと思しますので、よろしく願いいたします。

最初に、生活産業部産業振興課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興課長 それでは、議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業振興課が所管のする補正予算でございます。

歳入はございません。

歳出につきましては、27ページ、28ページをお願いいたします。

最上段の7款1項1目商工費で、企業誘致推進事業について新たに補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 議案質疑でいろいろ聞きましたのでいいんですけど、1点だけ

ちょっと確認をしたいんですけど、例えば企業さんが来たいと。だけど、土地がこれだけ欲しいと。大きな面積の場合、道路のつけかえとか、そういうのが発生してくると思うんですけど、そういった点はどうするんですかね、江南市としては。

○産業振興課長 それは第12号のエリアに関する……。

○河合委員 そう。企業誘致なら当然第12号のほうです。

○産業振興課長 第12号に関しましては、議会で何度も答弁させていただいていますように、企業さんが来ていただいて自分で開発するという行為が発生します。その際に都計法の関係で9メートル道路に接しないかんとか、6メートル道路に接しないかんとというのが、それは企業さんが開発することになります。それに際しましては、今後その検討組織の中で、その優遇策の1つとして上げるかどうかというのは、検討組織のほうで検討材料になると思います。

○河合委員 企業が、例えば5,000坪欲しいよといった場合に、じゃあ江南市でちょこっとあっせんしていただけないでしょうかといった場合は、私は江南市はある程度関与しなければいかんと思うんです。答弁を聞いておると、それは企業が勝手にやりなさいということであるんだけれども、当然それだけの面積だというと道路のつけかえなんかも全て付随してくるものですから、ある程度江南市が助けてあげなければ企業は来んと思うんですよ。その辺はどういうふうに考えみえるんですかね。

○産業振興課長 今の現段階では、企業さんが来ていただいて開発するということで、市は関与しないということでございます。優遇策というか、検討委員会で優遇制度をつくった際には、その中で市が少し関与しないかんとか、そういう具体的な話が出るかもしれませんが、その検討組織の中で検討していきたいと思っております。

○河合委員 そういうことだったら、ぜひ検討委員会を立ち上げて、そういったケースも多分出てくると思うんですよ。小さな土地に来てもらってもしようがないと思うの。大きい企業に来ていただこうと思うと、その辺は江南市で考えていかなければ、大企業、中小企業でも大きな土地が欲しいという企業は来られないと思いますので、ぜひ検討委員会でそういったところを取

り入れていってほしいと思います。要望です。

- 産業振興課長　その要望は一応承りますが、まだその検討委員会の中で、どこまで市が関与するかというのが明白になってくるかだと思いますので、市が本当に関与できるかどうかという判断もそこでされますので、絶対できるとはちょっとここではお答えしにくいです。
- 河合委員　そんな消極的なことでは大きな企業は来ませんよ。だから、前向きに検討するべきだと思います。その検討委員会というのは、いつごろ設置する予定ですか。
- 産業振興課長　今、補正予算で計上させていただいておりますコンサルが、この定例会が通りましたら7月早々に契約を結びまして、その後、コンサルも含めた検討委員会を発足させたいと思っております。8月から11月にかけて、全体では最大4回の検討委員会を開催いたしまして、12月までには基本方針を確定したいというスケジュールで考えております。
- 河合委員　その検討委員会には、民間の委員さんも入るのか、我々議員も入れるのか、どんなもんですか。
- 産業振興課長　今、考えております委員の組織でございますが、商工会議所のメンバー、あと商工会議所の製造業関係の部の会長、あと市内の金融機関の関係、あと専門的知識を有する有識者と市の関係する部長さんで考えております。
- 河合委員　ということは、議会は関与できんから、先ほど言ったことをしっかりと伝えていっていただきたいと思います。
- 産業振興課長　はい、わかりました。
- 委員長　ほかに。
- 東委員　今のよくわからないんですけど、委託事業としては、企業誘致だとか基本方針の中身を委託するという事業だよ、予算的に。今、河合さんから出ておる検討委員会というのは、例えば今回の業務委託をして一定の方針を出して、それに基づく具体的にどう扱っていくかというための検討委員会ということなんでしょうか。

それとも何か聞いておると、もう発注が例えば7月に入るよと。そこから4カ月ぐらいの間に最大4回ぐらい会議を持たれるという話ですけど、それ

は何、具体的な基本方針が出されて、それを受けてやる検討委員会の会議なんです。それとも、何か今の話を聞いておると、コンサルも入って検討していくんだという言い方だから、だから、ちょっとその辺のところの進め方がよくわからなかったんですけれども。

○産業振興課長　この検討委員会の中にコンサルタント会社はオブザーバーという形で、専門的な知識を教えていただきながら、優遇策とか、そういった基本方針を定めていくという……。

○河合委員　つくってからやるの、検討委員会のほうを。

○東委員　でも、今の話、普通だったら方針がつくられて、それを受けて検討委員会が設置されると。さっき具体的に出たやないですか。例えばある企業が進出をしたいと。ただ、そういうときに一定の土地なり、場合によっては道路の形状などについても要望があった場合に受け答えをする必要があるねと。それは検討委員会だという話でしたけど、それはそういう方針が決まっておらない限りは受け答えできないわけでしょう。それでいけば、ちゃんとした方針をつくっていただいて、それに基づいて具体的な、こちらから呼びかけをすることは少ないかわからないにしても、申し入れがあった人たち、本来は多分、直接土地の所有者とやるんでしょ。けど。

そういうときに、それをフォローしたり、あるいは応援をするという意味で行政側がどこまでやれるのかというのをこの委託料でやるんでしょ。そこで初めてどういう内容でやるかとかが決まって、それに基づいて検討委員会を設置をされて検討委員会が対応していくと、そういう流れのような気がするんだけど、さっきの話では、何かごちゃまぜにやるような話になっておったけど、そんなことじゃないと思うんだけど、その辺はどうなんですか。

○産業振興課長　その検討委員会をつくって何を考えていくかということでございますが、基本的に市内の企業の基本方針の支援を作成するという、まずそれが大前提で、その基本方針をつくるにおいて、まず計画準備、資料の収集がまず一番最初にスタートしまして、その後に基礎的条件の整理としまして、上位計画の収集整理、本市における工業の現状、あと工業立地動向、企業誘致等に係る法制度及び市の現行例規について整理します。その後、民間企業を対象としたアンケート調査、どんな要望があるかというアンケート

調査をします。

それを踏まえまして、基本方針の策定ということで、問題点の整理、課題の抽出、あと企業誘致等に関する基本方針で、その基本方針の中で、先ほど言いました優遇策、どのような優遇策が江南市に妥当であるかという、ほかの市を見ますと、本会議で答弁させていただいたように、各市さまざまな、ほかの市でいいますと優遇策がございますので、江南市に合った優遇策を検討委員会の中で決定していくと。それは市内の企業に対しての優遇策と、あと市外からの来ていただく方の優遇策も同時にあわせてやりますので、先ほど言いました12号のエリアに関しましても、例えば道路の拡幅が必要であるところに来たいという話になれば、その分の優遇策も必要であれば優遇策をつくっていくと。支援していくというのが、今回の検討委員会で決定していくという内容でございます。

- 生活産業部長　　今、お話がありましたように、現段階は条例ができましたので、条例の第12号で要するに規制緩和、業種が広がったということも今現状はあるわけですが、その中でさらに江南市として企業誘致を進めようということなものですから、それに当たってどういった支援をしていこうかというのを今の検討委員会の中で検討していきましょと。あわせて市内の既存企業に対しても、例えば設備の拡大とか、そういうのもあるものですから、そういう場合の支援もどうしていこうかということをお話の中で決めていきますので、先ほどお話があったように、具体的に例えば企業が来たいというのが、要するにどうしていこうかという話ではなくて、まずは市の方針としてそういうのがあった場合にどんな支援策をやっていこうかと。それから、そういうのをつくった後は、企業に対してどうやってPRしていこうかと、そういうようなことをこの検討委員会の中で決めていきまして、具体的な事案というのは、当然それに見合った形になるんですけど、ですから、現段階ではまだそういうのがないものですから、江南市には。ですので、そういうものを検討委員会の中で検討をしていって、江南市の基本的なスタンスを決めていきたいと。

ですから、先ほど河合委員さんからも御要望がありましたけれども、そういうこともこの中ではあわせて検討していきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○東委員　基本方針を策定してもらおうという中身なもんですから、この議会議が終われば、7月に契約、発注になるわけですけど、予定としては、じゃあその方針そのものというのは具体的にどのぐらいの期間でつくってもらって、先ほどの話だと、何か並行して検討委員会も入るような話の言い方だったけれども、そうじゃなくて、そこは確認だけなんですけど、方針がちゃんとでき上がってきて、その後に検討委員会が設置されるのか。あるいは検討委員会そのものが、例えば方針の中身を議論していくのか、それだけちょっと確認したいんですけど、どういうことなのか。

○産業振興課長　先ほど東委員のおっしゃった後者のほうです。

○東委員　後者のやり方で、要は支援をしていくために、あと備考欄では、目的の中には、江南市で地域経済の活性化ということで、それはそれで外から来た企業も入れれば地域も活性化するでしょうけど、具体的に江南市内で仕事をやっていただいている方たちへの支援も含まれるというふうに本会議でもそういう話がありましたけど、その辺のようなことから言うと、だから、委託はするものの具体的な内容そのものも含めて、あわせて検討委員会を設置をされる。その中に委託内容の方針を出すところは、ただ、しかし、議論をしながら方針を出していくということなんですか、検討委員会で。それともある程度一定の成果本と言いは失礼ですけど、具体的な案が出て、それを受けた検討委員会になっていくのかだけをもう一回ですけれども。

○産業振興課長　検討委員会の中で決めていくと。

○東委員　この支援策というか、いろんな問題をね。

そうすると、これが始まるわけですから、例えば極端な話が先ほど出ましたよね。じゃあ例えば8月か9月に進出したいと。市内で出る方もあれば、外から来ることもあるよと。そういう具体例が発生すれば、その具体例に対する対応も同時にしていくということなんですか。

○産業振興課長　ただ、支援策が今年度で策定したいということですので、実施されるのは、多分来年度になると思います、その支援策に対しては。ですので、今年度来たいという企業がありましたら、その支援策はまだ適用できませんけれど、さっき言った第12号の中では、市のほうは基本的に関与で

きないということでございますので、まだ難しいと思います。

○委員長　ほかに。

○古田委員　ある程度流れがわかりましたけれども、コンサルの7月早々に契約ということは、もう決まっているんですか。

○産業振興課長　コンサルの決め方でございますが、今プロポーザル方式でやろうとしています。実質もう少し動いておりまして、業者選定も選定委員会という組織をつくりまして、メンバーが委員長を生活産業部長、あと委員で都市整備部長、市長政策室長、総務部長と産業振興課長の計委員長1人、委員が4名の組織でつくって、今5者を選択したところまで進んでおります。7月3日にプレゼンをしていただきまして、その翌週ぐらいに業者を1者選びまして随意契約していきたいと思っております。

○古田委員　先ほど検討委員会を立ち上げるということで、大体人数というのは、商工会やいろいろな議員さんの、部長さんも今の選定委員会にかかわって検討委員会にも入られるんだと思うんだけど、大体人数ってわかりますでしょうか。

○産業振興課長　今のところ12名を予定しております。

○古田委員　市の部長は何人ぐらいかかわられていますか。

○産業振興課長　市のほうの職員といたしましては、副市長をトップにしまして、あと生活産業部長、都市整備部長、市長政策室長、総務部長ということで、先ほどの選定委員と一緒にございます。

○古田委員　さっき課長が1人入っていたけど、こちらは加わらないんでしょうか。

○産業振興課長　先ほど私、産業振興課長は選定委員に入っていましたけど、この検討委員会のほうでは、下部組織として今の部に関係する課長で作業部会というものをつくりまして、そちらのほうにということです。

○古田委員　はい、わかりました。

○委員長　ほかに質疑は。

○尾関（昭）委員　企業誘致の根本的にエリア指定はあるんですか。企業誘致というそのものの概念にエリアが絞ってあるんですか。先ほどの第12号という話。

○産業振興課長　先ほど言いましたように第12号エリアは安良地区ですが、そこは規制緩和のエリアでございます。企業を誘致するならそこだろうという、一応具体的な場所ですが、あと支援策につきましては、例えば今ある工場を拡大したいとかというのも支援策の1つと考えておりますので、市内の企業をまず優先的に考えていきたいと。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長　市外から来るところは、多分安良地区のエリアに誘致という形になるかと思えます。

○尾関（昭）委員　そうすると、法第34条第12号以外のエリアに来たいよという企業に対しては優遇策と支援策はないという考えでいいでしょうか。

○産業振興課長　そちらのほうですと農地につくろうとすると農転とか、そういう絡みがありますので、できる業種が規制されたりします。その業種に対して支援策も考える一つだと思っております。

○尾関（昭）委員　はい、わかりました。

○委員長　ほかに。

○東委員　そういう場合も支援策を考えるという言い方になってくると、今までも幾らでもあるわね、それは。進出していきたい人は、農地を買って許される企業だったら、認められれば、今ある法律なんかをどどんクリアしていけば、当然つくられるはね、具体的に。それ以上のまた別の支援策というような今の言い方ですけど、それも先ほどの方針を決める検討委員会が設置される中で、そういうことも議論されてくるということなんですか。

○生活産業部長　まだ、今課長が申しましたけど、基本的に江南市全域で、今現状でも、要するに農地法だとか、そういう関係で企業進出はできるわけです、当然業種は限られていますけど。ただ、今回の条例ができた段階で、あそこの安良エリアについては、その業種が拡大されていますか、そういう意味の規制緩和がされているというのが今の条例の中身になりますので、市外から江南市へ来ていただける企業に対して、支援策をどこでやっていくかという話も、今回の検討委員会の中では検討をしていく必要があるというふうに考えておりますので、まだ現段階では、何でもかんでも支援をしていくというふうに決まったわけじゃないですので、例えば安良エリアを進めてい

きたいということであれば、あそこだけ優遇するという考え方もありますけど、ただ、それはこれから検討委員会の中で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 中野委員　　これの基本方針として、どんどん外堀を埋めて進んでいっていると思うんですけども、その土地の名義というのは、おのおの地主さんがいるわけですね、その取りまとめというのは、どちらがする形になるんですか。

例えばさっき1,000坪とか2,000坪を企業さんが欲しいと言われたときに、多分まとまって1,000坪というところとちょっとないと思うんで、その土地の筆ごとに地主さんが何人かいると思うんだけど、その多分取りまとめが一番難しいのかなと思っているんですけど、その辺はどのように進めていく感じですか。

- 産業振興課長　　基本的には、企業が地主さんと交渉するという形になりますので、市は関与しないということになります。

〔「そんなことを言っておると誰も来うへんわ」と呼ぶ者あり〕

- 中野委員　　その辺をちょっと何とかしないと、多分企業がその地主さんに直接というのは、僕は難しいと……。

- 委員長　　じゃあ、ほかに質疑は。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　　ないようでありますので、続きまして、都市整備部土木課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 土木課長　　土木課の所管について説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の10ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正の橋りょう長寿命化事業及び雨水貯留施設整備事業でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書では、歳入といたしまして、恐れ入ります13ページ、14ページの中段をお願いいたします。

13款4項4目2節河川費交付金及び4節道路橋りょう費交付金、少し飛んでいただきまして、17ページ、18ページの上段、20款1項4目2節道路橋り

よう債及び3節河川債でございます。

次に、歳出といたしまして、27ページ、28ページの下段をお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費で橋りょう長寿命化事業、主要市道改築事業、はねていただきまして、29ページ、30ページの江南13号踏切拡幅改良事業、道路維持管理事業、道路側溝・舗装工事等事業、木賀南交差点改良事業、はねていただきまして、31ページ、32ページの8款3項1目河川費で雨水貯留施設整備事業、河川維持管理事業でございます。

なお、別冊補正予算説明資料の14ページから18ページに位置図を掲げておりますので、御参照をお願いいたします。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　31ページ、32ページの雨水貯留施設整備事業、これは山尻町のほうでつくられる件でありますけれども、議案質疑でたくさん聞きましたので、ダブらないようにいきたいと思えます。

深さは6メートルということ聞いたんですけれども、周囲の安全対策はどうされるんですかね、まず。

○土木課長　周囲には人が侵入することがないように、防護柵、ネットフェンスを設置する予定でございます。

○河合委員　何メートルの高さにするの、あれ。

○土木課長　今のところ2メートルを予定しております。

○河合委員　それと、詳細説明は本会議で聞きましたけれども、地元説明はいつごろやられる予定ですか。

○土木課長　今回、予算をお認めいただいた後、できれば業者のほうが決まってから地元説明のほうに入りたいなというふうに思っておりますので、今のところ、10月ぐらいを予定したいなというふうには考えております。

○河合委員　そうすれば、工期は10月以降、年度内に当然終わりますかね。

○土木課長　3月いっぱい終わる予定でございます。

○河合委員　詳細の図面があれば欲しいんですけれども、なけなしようがな

いんだけど。

それともう1点は、今後同様に土地を寄附しますと。特に浸水被害の多いところの土地をいただいた場合は、こういった施設はつくっていくのか、どうなんですかね。

○土木課長 詳細図面につきましては、まだちょっとお見せできるようなところまでのものがございませんので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

あと、同じような寄附をしていただいたような場合がということでございますが、今回の事例というのは、本会議でも御説明させていただきましたけれども、本当に土地自体が浸水地域の近くであったこと、本当に雨水貯留施設を設置した場合に効果が見込めるというまれなケースでございましたので、もし今後、そのような寄附で雨水貯留施設の検討をというふうなお話があった場合は、浸水地域との位置関係、いわゆる費用対効果ということを十分検討させていただいて考えていく必要があるのかなど。

今のところは、なかなかそんないいお話というのはないのかなあというふうには考えております。ある程度の規模の土地じゃないといかんということもございまして、お話があったときは、そのあたりをきちんと検討をして進めていくことになるかと思ひます。

○河合委員 実は般若町で浸水被害のあるところも、土地を寄附してもいいよというところも実はあるんで、今お話を聞いたんですけど、今ちょっとお話を地主さんとしておるもんで、そういったケースもこれから出てくると思うんですよ。そういったケースを、じゃあこれから検討していただけるということでありますので、また具体的になったらお伺ひします。

○土木課長 先ほど申し上げましたように、その集水方法等がいろいろ問題になってくるかと思ひます。その集水方法に相当の費用がかかるようなことであると、やはり費用対効果の面から考えますと難しいところがあるかと思ひますので、お話はお聞きはいたしますが、まだちょっと正直なことを申しまして、余り前向きな考えでおらんことは事実でございまして。

○河合委員 事前に打ち合わせに行きます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 古田委員 関連ですけれども、この雨水貯留施設というのは、宮後町のほうにあるようなため池みたいな感じですか。上がおっぱっぱというか。
- 土木課長 そのとおりでございます。池でございます。
- 古田委員 あそこのフェンスはどれだけやってありますか。御存じですか。あそこも2メートルぐらいですか。
- 土木課長 恐らく1,800ミリメートルぐらいだと記憶してございます。
- 古田委員 そのぐらいなら、2メートルならいいと思うけど、今の子供たちは上っていくんでちょっと心配だと思うんでね。
- 土木課長 一応上部には忍び返しなんかもつけさせていただいて、基本的には入れないような形には考えております。
- 古田委員 今、河合さんからもあったんだけど、国のほうで雨水法というのができましたよね、御存じだと思うけど。雨水法ができて、やっぱりこういうことに補助金が、私は3分の1しかついておらんから、これはちょっと法律をつくったのに、法律をつくって3分の1では、各市町がやりたくてもやれないと思っているんだけど、雨水法の関係で、何か江南市に特典が来たとか、そういうことはないんですか。
- 土木課長 申しわけございません。今のところ議員がおっしゃられるような雨水法に関する何か援助的なお話というのは聞き及んではおりません。
- 古田委員 江南市は先駆けて、雨水法ができる前からそういった補助金の90%を手当しているんだよね、いろんなものに。雨水貯留施設の各個人の家でも。今特定財源を見ると、国は3分の1しかやっていないんで。
- これからこういう平たんな土地というのは、自転車で行けるんだけど、意外にこういうふうになっているから、飛高町でも、それから西アピタのほうでも。いろんなところで浸水被害が出てきているんだよね。そういった土地の話が出てくると、雨水法の絡みで、何で私は3分の1しか出んのかなと、それは江南市に言っても仕方がないことなんだろうけど、一度ちょっと雨水法の絡みで勉強してもらって、また教えてください。
- 土木課長 一度勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 古田委員 あと、これとちょっと関係ないかもしれないけど、今いろんなところで家を建てるときに、やっぱりこういう特に浸水被害の多いところと

いうのは、雨水タンクをつけるようになってきているように思うんだけど、建築課でないでいかんけどね。やっぱりそういうことも各家庭でも浄化槽のような雨水タンクを今飛高町のほうなんかでは、例えば家を建てるときに、全部敷地の中に雨水タンクを入れるようになってきているんだけど。

○土木課長 建築の際には、雨水抑制対策ということで、私どものほうでも雨水タンク等のお願いはしておりますので、その……。

○古田委員 その縦割り行政じゃなくて、私が言うのは、雨水法の絡みで、関連各課でちょっと勉強しておいてほしいと思います。

これはここに出てきた土地のことだけど、これにあわせて、関連各課で雨水法に関してできる限りのことを勉強してやっていってほしいなあというのを思うので……。

○土木課長 済みません。雨水法自体に私のほうがまだ認識のほう乏しいので申しわけございません。勉強させていただきます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○東委員 強制されるんですか、それは。

○古田委員 だから、ちょっと勉強して各課が勉強せないかん。もう今、建て売りなんか、全部飛高町のほうなんか雨水貯留槽がついておる。開発がかかっているから。

○土木課長 今、古田委員がおっしゃられるのは、開発等が伴う場合には、江南市の雨水流出抑制基準、もしくは新川流域の特定河川浸水対策法の中で、必ずや雨水抑制の施設を設けるということになっておりますので、飛高地区というわけではなく、全市的に開発等がやられる場合には、対策が練られておるものだというふうに認識しております。

○古田委員 今まで本来、こうやって寄附があったからこういうふうにするんだけど、大型スーパーとか、今の企業誘致だとか、いろんなところができるときには、もうそれはつくってもらわないかん、そこに。みんな。そういうことを一回勉強して、各課。ずうっと。それでないと、ばあ一と田んぼや何かでも開発することはいいけど、こういうことが起きてくる。全体的な話だよ。

○東委員 古田さんが先ほどおっしゃったように、江南市は開発面積に応じ

て県の方針もあるけど、市は独自のを今までつくって対応をしてきたけど、それ以上のことがまだあるということなんですかね。

○古田委員　　と思う。いろんな大型スーパーなんかでも、本当に貯留槽があるのか、私は知らないけど……。

○東委員　　それでも設置されておるわね。貯留槽という場合もあれな、面積なんかで一定の確保をするということはやられておるけど、やはりそれ以上のことがもっとあるんじゃないかと言ひ方なんですけど。

○都市整備部長　　今現在でも開発する場合であれば、新川流域であれば新川流域の関係の法律に基づいてそういった対策をやっていたいておりますので、今委員がおっしゃられる雨水法というので、それが規制を上乗せするような話のものなのか、補助金とかそういったものはちょっと勉強させていただきますので、済みませんけれども。とりあえず、今雨水対策だけは、新しく開発すればさせておるということだけは御理解ください。

○東委員　　工事の、一応貯留槽とボックスカルバート、両方の工事費ですよ、これは多分。この6,500万円は。簡単に区別させると幾らぐらいになるんですか、それぞれ。

○土木課長　　概算でございますけれども、水路工ですね。流入管工のほうで、直接工事費でのまとめでございますので、約580万円。貯留槽躯体工といたしましては1,300万円、それにまだいろいろ土工とかブロック積みとか入ってきますので、2つに分けるといことですかね。

○東委員　　そうそう、2つに分かれるならよ。分けられるならという意味なんだけど。流入する部分と、本体そのもので幾らぐらいずつかかるか。

○土木課長　　流入管路工のほうで約728万円、本体工事のほうで2,980万円に経費がかかってくるような形になります。

○東委員　　そうすると約3,700万円だね。それに経費がかかって6,500万円か、それでいいの概算で。そういうことですね。

○土木課長　　そのとおりでございます。

○東委員　　それで、ちょっと余り覚えていないんだけど、図面が出ていますよね、18ページに。本会議で深さは6メートルだけという話でしたけど、ここの面積はこれで幾つでしたっけ、土地の面積は。

○土木課長 568平方メートルでございます。

○東委員 そうすると、段差つきだという言い方でしたから、断面図が、どうも。直接じゃなくて傾斜が2段階に分けていくということでしたから、そうすると単純に真っすぐだと1,000トンなもので、面積的にはそのままだと立方体だとすると166平方メートルぐらいになるわけだよね、地下6メートルですと概算ですよ。1,000トンの深さ6メートルでしょう。だから、単純に6で割れば、面積的には166平方メートルぐらいになるわけですけど、そうじゃないですか。

そうすると、それも多分正方形だとすると、大体13メートル四方だけだね、例えば正方形の場合だよ。今、面積的に568平方メートルの面積があって、単純に直だと今のような面積になってしまうんだけど、166平方メートルぐらいで済むんだけど、傾斜がつくと言われていたから、実際には、この面的には、ほぼ図面にあるような、若干一部カットされておるんですが長方形の部分で、ほとんどこれに大体両サイドにどのぐらいの空き地ができるんですか。先ほど詳細があるという話じゃなかった。

○土木課長 東西に民家が張りついておりますので、東西側につきましては、安全を考慮いたしまして2メートルは控えて、そこから構築したいというふうに考えております。

○東委員 東西から2メートルは下がってやるというふうですね。さらに掘り下がったところか敷地に、どちらにフェンスがつくんですか。

○土木課長 フェンスは周囲にほぼ全部つけて、どこからも入れないような形をとります。

○東委員 あと今の問題と違うところですけど、ちょっと確認しておきたかったのは、新積算基準の話がありまして、幾つか出てくるわけですけど、工事によって違うのかわかりませんが、積算基準で対応しても、あえて補正を組まなくてもいい場合もあったとか、組まなくちゃいかん部分もあったという話なんだけど、例えば設計のところであらうと聞いたんだけど、ここと違う部署の話で、設計労務単価が上がったわけですけど、こちらの場合、土木関係の労務単価だとか、それから経費率も上がったという話でしたけど、労務単価は業種によって違うんだろうなという気がしますけど、平均的に幾

ら上がったとか、そういうのはデータの的に持っていますか。それともう1つ、経費率は、どの分がどれだけ上がったというのは、皆一緒ですか。

この前、本会議で曼陀羅寺の築山等の改修の話が出たときに、経費率がこう上がりましたって出ましたけど、あれはこの土木課と同じようなぐあいで上がっておるんですか。

○土木課長　　今回、補正で計上させていただいております道路草刈り、または河川水路草刈り、街路樹保全というのがございますけれども、それぞれやはり諸経費のアップ率というのは差異がございます。大体6.7%から8.3%ぐらいというふうな諸経費率アップでございました、今回の私どもの3つの工事につきましては。

それは基本的に諸経費率のもととなる、例えば今回ですと現場監理費とか一般監理費というのがアップしておるわけなんですけれども、その現場管理費のもととなる純工事費、一般監理費のもととなる工事原価、その金額によってそれぞれ率というのが算出されておりますので、その金額の多い少ないによって率も当然変わってきますので、その関係でアップ率も差異が出てくるというふうに御理解いただきたいと思います。

○東委員　　労務単価は平均的にどれぐらいアップかわかりますか。

○土木課長　　これも先ほど私どものほうの3つの委託事業のアップ率で言いますと、これも差がございます。1.3%から2.3%ぐらいの結果が出ております。

○東委員　　はい、わかりました。

あと、この関係の、先ほど本会議で出ました30ページの一番最上段の例の踏切のことですけど、江南13号踏切の。本会議で出ましたので、ちょっとよくわからなかったのは、当然改良で今までの幅から広げていただくということで、名鉄がやるわけですけど、その部分について、市の負担が発生する、県との関係もあるんかわかりませんが、そのときに今回の維持管理料の関係で、そこも積算の今回ふえたことの一つの理由にもなっているという話が本会議でありましたよね。

　　保修費と言うんでしょうかね。言葉は維持管理だという言い方はしましたけれども、保修費という形で計上されているということでしたけど、もとも

とそのとき議論で一応差額があつて、ちょっと聞き漏らしたので、正確に聞きたかったのは、今回引き上がった部分の維持管理の部分の説明では、差額の10倍をかけて10年という話が出ましたけど、それは一体、差額の10倍というのは、どういう根拠でそれが出ておるのかわかりますか、こちらで。

○土木課長 根拠でございますが、これも本会議のときに御答弁させていただいておりますが、昭和61年1月10日付で、愛知県と名古屋鉄道株式会社との間で道路と鉄道が平面交差する踏切道の新設道に関する確認事項が締結されておりました、この中で拡幅により新たに名古屋鉄道株式会社の維持管理に必要となる経費として、拡幅後の踏切道の年間経常経費と、拡幅前の踏切道の年間経常経費の差額の10倍、いわゆる年間経費の10倍でございます。なので、10年分に相当する金額を負担するという事で定められておりました、江南市におきましても、この確認事項に準じて今回負担するものでございます。これはほかの市町においても、踏切をなぶる場合につきましては、同じような形で負担をすることになってまいります。

○東委員 今回、明確に補正予算を組むということでこういう形が出ましたけど、私の覚えで、木賀の交通児童遊園のところの江南警察署から北へ向かっていく道があるわけですよ、角地にね。あそこの踏切も歩道がなく、前から要望があつて、歩道部分を拡幅したときがありましたね、名鉄へ負担金を出して。

あのときはいろいろ中身を聞いてみたんですけど、工事内容だとか。でも、なかなかよくわからないということで、私の記憶では当時1億円の負担金を名鉄へ払っておるんですけど、全く1億円では中身は一体何だと言ったときに、あんまりよくわからん話で、とりあえずそういうふうになっていますということでしたけど、あのときにも、今のような維持管理に伴う差額分の10倍というのを負担しておったということですか。

○土木課長 そのとおりでございます。負担をしております。

○東委員 例えば幾らってわかるんですか。当時1億円の中身でいくと。

○土木課長 布袋5号踏切でございますけれども、そちらの保修費といたしましては、1,077万8,000円を負担しております。

○東委員 その1,077万円というのは10年分ですか。

- 土木課長 同じでございます。広がった部分の年間経常費の10年分でございます。
- 東委員 残りが工事費ということか。
- 土木課長 残りは工事費、施設費等が含まれております。
- 東委員 はい、わかりました。
- 委員長 それでは、質疑はほかにありませんか。
- 古田委員 30ページの道路側溝・舗装工事等費事業1億円。これ、いつも9月補正予算で出てくるんだけど、今回6月補正予算で対応されたんですね。大変いいことだと思います。それで別に9月にまた補正予算が出るということではないと思うので、今現状、当初の1億円はすっからかんになった状態ですか。
- 土木課長 当初の1億円につきましては、事業箇所も決定いたしまして、もうほぼ発注されておるような状況でございます。
- 古田委員 通常だと9月補正予算なので、9月の定例会が終わってから10月から対応ということなので、今回はまた区からの要望が速やかにやっていただけたらと思うんですけど、いつも3月末にごちゃごちゃと工事をやられて市民から苦情を賜るんですけども、そういうことがなくなるということによろしいですか。その1億円は12月までに済むということですか。
- 土木課長 工事の発注につきましては、どのようなくくりをする、工事の金額によって工期も決まってしまうので、一概に12月までというふうにはお答えできませんが、9月から動くよりは、当然早く発注ができますので、年度末での議員がおっしゃられるような、あっちもこっちも掘っておるような状況というのは、ある程度回避できるのではないかなというふうには思っております。
- 古田委員 大変ありがとうございます。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてまちづくり課について審査をいたします。

〔「休憩して」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　じゃあ暫時休憩します。

午前10時35分　　休　憩

午前10時50分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○まちづくり課長　　まちづくり課所管の一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の9ページ下段、第3表の債務負担行為に布袋駅エスカレーター設置事業を掲げてございます。

次、10ページ、第4表の地方債補正に鉄道高架化整備事業を掲げております。

続きまして、歳入でございます。

ページをはねていただきまして13ページ、14ページ下段の13款4項4目3節都市計画費交付金に社会資本整備総合交付金の道路事業といたしまして、マイナス8,080万円。都市再生整備計画事業といたしまして、マイナスの4,918万円の合計1億2,998万円の補正減をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、15ページ、16ページの最下段の20款1項4目1節都市計画債に鉄道高架化整備事業債としまして1億1,020万円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

ページをはねていただきまして、31ページ、32ページ下段の8款4項1目市街地整備費は2,756万円の補正増、財源更正及び債務負担行為をお願いするもので、33ページ、34ページ中段まででございます。

その下、33ページ、34ページ下段の8款4項2目公園緑地費は、1,872万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、それぞれ右側説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、補正予算説明資料の19ページ、20ページに位置図を掲げております。補足しての説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　　では、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 東委員 32ページの説明の備考欄のところの土地比準手数料7画地とあるじゃないですか。これはどういうものか、ちょっと申しわけありませんけれども、教えていただけますか。
- まちづくり課長 これは平成26年度に、具体的に申し上げますと駅東の駅前広場の土地鑑定をやってございます。その土地鑑定を標準値としまして、来年度市道東部280号線と市道東部425号線の用地買収、物件補償をいたします。そのための比準を7画地、全部で11ございますけれども、そのうちくっついておるものもありますので、7画地を比準して土地買収の単価を決めていくというものでございます。
- 東委員 ちょっと私、内容が余りよくわからなくて申しわけないんだけど、図面が19ページにありますよね、例えば。課長さんのほうで11画地あるんだけれども、ひっついておるのが7画地だという話でしたけど、この全体図面がありますよね、位置図として。これを例えば本来11画地に別れておるということなんですか、それを7画地でいいという。その辺の関係がよくわからんけど。
- まちづくり課長 ちょっと細かくなりますが、先ほど全部で11筆ございましたと申しあげました。そのうちの425号線に係る土地地番が7筆ございます。280号線に係る、今回建物については色塗りがしてございますけれども、これに係る土地が4筆ございます。全部で11筆ございますけれども、それが画地として複数筆が1つの画地を形成しておる場合がありますので、17画地で比準をするということでございます。
- 東委員 その場合は、今具体的に教えていただけるとわかりやすいんですけど、425号線というのは、東西のほうの広場に結びつくところなんですけど、ここに係る部分で7筆あるよと。南北の280号線で4筆あるよという、今言い方でしたね。それで画地として1つにカウントできるよというので、最終的には7画地でいいという説明なんですけど、その前の画地という言い方は、もう一回、画地という意味のそのものを、本来どういうものとかというのをちょっとお聞かせいただけますか。
- まちづくり課長 19ページの425号線の説明の中で、道路の下側と言うか

南側が隅切りみたいなところも入ってございますので、それはちょっと補足で説明させていただきますが、先ほど11筆ありますよというお話をしたんですけれども、土地が画地があつて、例えばAさんの所有のものとBさんの所有のものは別の画地になります。Aさんのものが2つくっついておれば、それは1画地として比準をさせていただくということでやらせていただいていますので、先ほど全部で11筆ございますよということですから、土地所有者の方で……。

○東委員　具体的に、だから、例えば280号線で4筆あれば2画地になるとかね、そういうふうに言ってもらえるとわかりやすいけど。もしそうだとすればよ。7になるというのがわかるわね。

○まちづくり課長　済みません。ちょっと今図面を持ち合わせていませんのであれなんですけれども、土地所有者の人数で申し上げますと4件ございます。4人ということです。11筆の土地を4人の方で所有しておると。

そのうち、先ほど申し上げた同じ所有者が隣同士の土地は1画地にカウントしますので、土地所有者が違えば別の画地になりますので、ちょっと土地の並び方によって画地の数が変わってきますので、今言った11筆の土地を4人の方で所有されている画地が7画地になるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○東委員　それがいわゆる7画地ということですね、比準地のね。

それはそれでそういう説明で7画地を手数料を払って決めるとあるんですけど、例えば図面で、今回黒塗りにしてあるのが物件調査委託で建物2件が道路にかかるということであるんですけど、駅前広場にかかったやつは、もう既に取り壊したからこれは終わっておるんですけど、この図面の右上の黒く塗ってあるほう、このすぐ上にも建物があるじゃないですか、例えば。この図面上ですよ。これも道路にかかるように見えるんだけど、これは今回やらないということなのかな。

○まちづくり課長　はい、そういうことです。

○東委員　そうすると、これ、今回やらない理由は何かあるんですか。

○まちづくり課長　東部280号線の用地買収については、平成28年度、来年度から平成33年度にかけて買収を計画的にかけていきます。平成33年度は南

側も含んでいますので、平成28年度、平成29年度が今の計画の中で、今回の280号線のこの部分の買収計画を持っていますので、今この部分は建物が建ってございますから、平成28年度、平成29年度で買収するという計画ですので、平成29年度に買収をさせていただく予定の建物ということになります。

○東委員　　そうすると、これはまだやっていないよね。やったんかな、もうこれ。物件調査は。やってないよね、これからだよ。

○まちづくり課長　　やっていないです。

○東委員　　そうすると今の黒塗りをしてある部分のほうも、同じ280号線沿いだけど、平成28年度、平成29年度に対応していくとなれば、そうすると、それに間に合えばいいからということで今回やらないということだけでいいんですか、そういうことなんですね。

○まちづくり課長　　そういうことですね。

○東委員　　この場合、実際のところ、この道路は前からいろいろと議論をさせていただいた道路になるわけですけど、実際にはこの絵を見てもあるように、この280号線の南北の道路は、図面を見る限り、民家のあるところに新しく道路をつくらざるを得なくなるところもあるわけですけど、本会議で出ました住民要望との関係で、実際、住民要望はあるんでしょうかということ。あのとき都市整備部長さんの答えは、こういう計画があつて、もともと東西をつなぐようになるもんだから、鉄道高架ができて。それで駅の東側にも広場もつくるということも既に俎上に上がって、実際には布袋小学校の北側の道路も一部少しずつ買収が終わって、280号線にひつつくあたりぐらいまで、まだ半分ぐらいはね、大体は道路北側の部分が下がっていただいて計画が上がっておるわけですけど、さらにこれから439号線だったっけ、東西はね。

これがさらにこれから東へ江南岩倉まで行くわけでありまして、実際のところ住民要望というのはなかなかないだろうと思いますよね。本会議でも、そういうふうに道路をつくっていく計画を理解していただくようにどんどん話はしておりますということなんだけど、その辺のところこういう工事を、私は本当に難しいなあという気がするんですけどね。

実際、市の、早くからこういう計画ができて、実際に進めてきたというの

は、行政側はそういう思いがあると思うんですよね。実際のところ、住民との関係で、本当にどの辺までこれが歓迎されるのかなあというのがあって、非常にそれは、これからお金が投入されていくこともあるもんですから、この間、西側に一定のああいいう布袋本町通線などもつくってきて、まだこれからもつくるわけですけど、まだこれが残っていますけど、さらにこの東側で、全体を見ればこういう必然性になる道路なんでしょうけど、計画からいくとね。それが本当にこのまま私たちが、住民の理解が本当に得られるんだろかという危惧があって、何とかこの道路をもう少し見直しができないものだろうかという気がするんですけど、その辺のところはどうなんでしょうね。

○まちづくり課長　布袋駅東地区の今回の3本の道路整備については、平成21年度に北山区と南山区のその当時の区長さんを初めとした役員さんの意見交換会から始まりまして、お地元での道路3本の説明会を何度かさせていただく中で、特に本会議でも都市整備部長が答弁をさせていただきましたけれども、南山区の、いわゆる長年続く浸水被害のいろいろ浸水対策をしてほしいという要望が、この道路整備の説明会、意見交換会の折に常々出ておって、お地元の南山区から平成23年度だったと思いますけれども、道路整備に係る排水対策ということで要望書もいただいております。

そういった中で、3本の道路整備計画については、お地元の理解は得られておるものということで、本会議の折に都市整備部長が答弁したとおりで思っておりますので、今回も結節点整備事業で詳細設計をさせていただくんですけども、その辺につきましても、お地元とも協議を進めていかなきゃいかんというふうに思っております。ですので、そういう中で道路整備については本議会でも答弁をさせていただきましたが、お地元のほうでは、一定の整備については理解を得ておるものだというふうにお答えをさせていただきました。

○東委員　当然やっていく以上は、これはきちっとした説明を時間をかけてやっていただいておりますかと思うんですけど、それはやらざるを得ないですわね、こういう仕事を本当にやっていこうと思うとね。

ただ、今の話で全体計画、これは何度も議論をさせていただいた中身ですけどね。本当に必要性のことも含めて、地元の方たちの意思等も含めてどう

なのかというのはあるんですけど、それはきちっと節目節目で説明会を開いていただいて、理解を得ていただく努力はしていただいておるとは思うんですけどね。

だから、この道路づくりのあり方そのものが本当のところどうなんだろうなあと、もともと疑問があったんですけど、それは早いうちから出ておるものですから、ここの計画は。だから、それは前提に進むものですから、一定やる側としては、きちっと説明をして、極力、出た要望をまとめて浸水排水対策の対応をしましょうということによってやっていただくことは、それはそれでいいかと思うんですけどね。道路づくりのやり方として、今回私どもはちょっとこれは疑問を持ってずうっとこの間議論をしてきたもんですから、その辺のところは何かもうちょっと、本当にどこまで住民要望があったかどうかということが明確でないもんですから、この問題については。もう少しこのところについては、なかなか結論が出ない内容だなあと私には思いがあったもんですから。ただ、浸水対策については、これはぜひ対応していただけることはありがたいなあと考えていますけどね。

ただ、この前の本会議で面的な捉え方が、この地区全部を公共用地として捉えていただくという形で、数値的には非常に高い、ある意味では対策なんですよね、数値的にはね。その点では相当努力はしてもらおうだろうとは思いますが、ただ残念なのは、道路に関してはちょっとまだ疑問点が残るところが、本当に地元の要望との関係でいくとどうなのかと、ちょっとまだ明確でないなあとという気がしております、そういう点では、この点については、ちょっとまだ不明なところがたくさんあって、難しいかなあとという気がしておるんですね。

- 古田委員　　今の家がたくさん建っているところ、19ページの。20軒ぐらい立ち退きしてもらわなきゃならないところは見直すべきだと思うよ。
- 河合委員　　280号線の南側というか、これって何号線や。
- まちづくり課長　　280号線です。
- 古田委員　　市全体から見ると、ここにお金かけ過ぎだわ。
- まちづくり課長　　この布袋東地区の今回の3本の道路整備計画でございますけれども、布袋駅の鉄道高架化事業にかかわっております、布袋駅は今

の現状は西側からのアプローチだけなんですけれども、鉄道高架化によりまして、駅の東側からアプローチできる駅になってまいります。その関係で、この南山地区内の、いわゆる安全に駅東の駅前広場、駅まで到達できるように道路整備をする必要がありますので、そういった意味で439号線と布袋駅線を南北に縦断する280号線というのは重要な道路になってまいりますので、必要な道路だというふうに考えております。

○古田委員　西側に斜めの道があるでしょう。だから、ここは見直すべきだわ。

○まちづくり課長　この今言われた道路、駅前広場で行きどまりになる道路でございますけれども、これは現道幅員が5メートルちょっと、6メートルはない道路でございます。そういう中で駅東のところの駅前広場までアクセスするのに安全に到達できる道路としては、ちょっと幅員的には足りない道路かと考えておりますので、大変住宅も張りついておって、非常に事業にたくさんのお金がかかる道路、280号線になりますけれども、先ほど申し上げたように、県道になりますが、布袋駅線と439号線をつなぐ南北の道路としては必要な道路だというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

○古田委員　280号線だけで幾らかかるんですか。

○まちづくり課長　概算の概算になりますけれども、延長約300メートルございます。その300メートルの、いわゆる委託料から工事費まで含めて6億2,000万円ぐらいを見込んでおります。

○古田委員　土地の補償も含まれているの、これ。

○まちづくり課長　土地代も物件補償費も含まれてです。

○古田委員　江南岩倉線を先にやったってよ。20年もとまっておる、都市計画税も払っておるのにさ。いいかげんにしないかんわ。市全体から見たら、これ、相当非難を浴びるよ。市全体を考えないかんわということです。

○河合委員　34ページの曼陀羅寺公園築山周辺整備事業、これは前からいろんな意見がある中で、単市でやる部分については、国の基準で経費の比率も決めておるじゃないですか。単市でやるときぐらいは、やっぱりその辺は見直すべきだと思うんです。すいとぴあ江南の階段の手すりだけでも幾らかか

ったんですか、あれも。あれだけやるだけで。

これも一緒ですよ。単市でやる事業だから、国の補助をもらう、県の補助をもらうという場合はやむを得んと思うんだけど、やはり単市でやる場合は、ある程度方向性を出さないかんですよ、江南市は。いつまでも国の基準、県の基準にもたれて計算をしておるんだけど、やっぱり単市事業については江南市単独で、多少安く上げられるようにしないと、この経費率を見たら45.7%じゃないですか、全体の。先ほどのどこやらも同じような比率だったですよ、経費率が。国・県の補助をもらう場合はやむを得んけれども、単市事業については、やっぱり経費率は見直しをすべきだと思うんです。その辺は、今後見直す予定はあるんでしょうか。あくまでも国・県の基準に基づいてやられるのか。

その辺は政治的な決断だと思うんですよ、僕は。市長さんの決断だと思うんだけど、当局の方は当然仕事柄、そんなことはお答えできんと思うんだけど、やっぱり一度そういったことを思い切って見直していかなければいかんかなと思うんです。要望だけしておきます、お答えできんと思いますので。

○東委員　これは多分、今回は84%でしたね、経費率がね。だから、公園だもんで高いんだけど、公園だもんと言っただけで、大体公園は高いんだ、経費率が、ほかも高いんだけど。

本当に建物だともうちょっと安いんだわね、経費率が、ある程度は。だから、その辺のところは、もうちょっとやり方を本当に検討してほしいと思うことと、先ほどに戻りますけど、例の布袋東のやつ。

先ほど私も前から思っておるので、これ、見た目はいいですよ。真っすぐの道路で広い道路で、スムーズに通れそうなもんで、私、前からいろいろ議論があって、これ、本当に市街地の住宅が張りついておるところだもんで、本当はこういうところの道路というのは、真っすぐすぽんと通すのではなくて、クランクでやったほうが、昔よくあったんですよ。安全に行けるよといって、住宅街というのは。それはすぽっといけばきれいですよ。広い道路でぽんと南北を真っすぐあければ。

でも、これだけ住宅のあるところに、わざわざ立ち退いてもらったりして、広い道路をあける。確かにそれはいいですよ。布袋地区の東から西へ渡った

り、駅へ行くのには、それはそのとおりなんだけど。道路づくりというの、そういうのを本当に要素として既設の道路も生かしながら、まちの中の市街地の道路なもんだから、住民の方が住んでみえる生活を。そういう視点も道路をつくっていくところには、私は入れたほうがいいなあという気がするんですね、前々から思うんですけど。ただ単に、広い道路をすぼんと、きれいにあけるのは大変だなあと思うね。かえって立ち退きをしてもらわないかんし、特に布袋地区の西側も大体ほとんど布袋本町通線は終わりますけど、物すごくだっ広い道路ができたわけだけど。それでいくと、もうちょっと江南市全体の道路をつくっていくということから見た場合、ぜひこれは見直しを本当に再考してもらいたいところですね。あえて言いますけれども。

○まちづくり課長　先ほど東委員が言われますように、道路は生活用道路と、今回3本の道路といたしますのは、先ほどから申し上げておるように、布袋駅東へ安全に円滑にアクセスできるための布袋駅線と国道155号と江南岩倉線で囲まれる地区内を補助幹線道路として、先ほど申し上げた布袋駅へ安全に円滑にアクセスできるように整備する道路でございますので、東委員が言われた、いわゆる住宅に張りついた生活用道路とは少し性格は違うものなのかなあという思いがございます。

幅員についても、今回425号線が10メートル、それで280号線や439号線については12メートルという道路でございますので、決してそんなに大きな道路ではございませんので、あくまで地区内を南北東西を縦断する道路を整備して、駅東に安全して安心して円滑に到達できるための補助幹線道路としての認識で整備させていただくものでございますので、そこら辺は御理解をいただきたいなあというふうに思っております。

○東委員　補助幹線という名のとおり、まさに幹線なんです、補助的に持つてもらおうという意味では。そういう点でいけば、道路をつくる側からすれば、やっていただいたほうがいいよという思いがあると思うんです。ただ、しかし、住んでおる住民にとってみてどうかということも含めて、立ち退かざるを得ない人たちも含めていろんなことがあると思いますので、そういう点では、そういうことも思いをめぐらせていただくような道路づくりを。

それは本会議では住民要望があったんでしようかと言ったときには、それ

は御理解していただいておりますしか答えが出なかったんだよね、基本的には。早い話が。それはそうやらざるを得ないんですよ、そういう計画を、それこそ平成21年度から、鉄道高架をやりかけたときからの話なもんだから。結局は。この道路の計画が、そういう図面が出ておるもんですから。でも、本当にじゃあその投入の仕方も含めて疑問が残るところでした。以上です。

○委員長　ほかに質疑は。

○尾関（昭）委員　エスカレーターの件ですが、議案質疑のときに1.5メートル上がるエスカレーターと、そこから6メートル上がるエレベーターとあったと思うんですけど、7.5メートルを一気に上がることはできないのか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　今、中層階というフロアがつけているんですけど、なくなるとなると一気に7メートル50センチ上がるということで、階段がかなり続く。踊り場が2カ所できるというか、そういったことも考えまして、いわゆる上りおりにちょっと支障があるんじゃないかということで、多分鉄道技術のほうは中層階を設けたというふうに見ております。

○尾関（昭）委員　駅舎って、建築基準法は関係ないですよ。だから、3.5メートルの踊り場規定はないはずだから、7メートルを一気に上がれるような気がする。ただ、踊り場は要りますけど、もちろん。ただ、2カ所要るといのは変な話、数十センチメートル下がれば済む話ですし、あと、今は1.5メートルと6メートル・6メートルで3本という考えでよろしかったんですかね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　はい、そのとおりでございます。

○尾関（昭）委員　おりるためのエスカレーターで掛ける2というわけではないですね、本数としては。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　いずれも地上の改札から中層階のほうへ上っていく方向でエスカレーターを考えております。

○尾関（昭）委員　下りはエレベーターを使いなさいよということでよろしかったですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　下りにつきましては、い

わゆる階段とエレベーターにてお願いしたいということです。

○尾関（昭）委員　あと、維持費を江南市側がというのが一番ひっかかったんですけど、それは断固拒否していただきたくて、名鉄側に実施していただきたいです。お願いします。以上です。要望です。

○東委員　これ、債務負担行為の年数ね。見方ですけど、ここが過ぎればまた債務負担行為が発生することになるのかな、これが終わると。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　今、エスカレーターの債務負担行為の年度の設定につきましては、今本体の鉄道高架の完成年数が平成31年度末を目標としているところから、平成30年度には、いわゆる下り側の高架本線の切りかえを考えていますので、平成30年度を末としております。

○東委員　だから、一応そこから工事期間という考え方の債務負担行為の年数。先ほど議論が出ておりましたけど、本会議で決まった維持費というのが出てくる場合については、毎年毎年の予算……。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　今回、債務負担行為を設定しておりますのは工事費だけですので、今後そういった維持管理に関するものは約束事を決めて、毎年毎年上がってくるものと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長　下水道課でございます。

下水道課の所管について御説明申し上げます。

議案書の35ページ、36ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、繰出金で410万5,000円の補正増をお願いするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくようお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休 憩

午前11時26分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第37号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 続きまして、議案書の52ページをお願いいたします。

議案第37号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

はねていただきまして53ページには、第1表 歳入歳出予算補正、54ページには、第2表 地方債補正を掲載しております。

歳入につきましては、57ページ、58ページ上段の1款1項1目下水道事業費負担金から下段の8款1項1目下水道事業債まででございます。

歳出につきましては、59ページ、60ページ、2款1項1目下水道事業費から61ページ、62ページまででございます。

なお、補正予算説明資料23ページに位置図を掲載しております。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古田委員　　59ページから62ページにかけての質疑ですけれども、江南市は国の未普及対象モデル都市として、社会資本整備総合交付金では手厚い補助により増額となりましたが、汚水処理施設整備交付金はなぜ減額となるのかお尋ねいたします。

○水道部下水道課長　　社会資本整備総合交付金につきましては、モデル都市として国交省の所管となります。汚水処理施設整備交付金につきましては、内閣府が所管となっておりますので、その点で違います。

○古田委員　　この内閣府は、モデル都市に対して手厚く交付金を配分するという制度を設けていないのですか。

○水道部下水道課長　　現在のところ制度はございません。

○古田委員　　この社会資本整備総合交付金は、どのぐらい現在手厚く交付されているのか、お尋ねします。

○水道部下水道課長　　愛知県下平均では77%となっておりますが、江南市につきましては、98%いただいております。

○古田委員　　相当手厚くいただいているということがわかりました。

今後も同様な配当がいただけるのか、お尋ねしたいと思います。

○水道部下水道課長　　現在、モデル都市として低コスト化を図る技術的なものですが、これを行っております。次の段階に行きますと、新しい発注方式を検討することになっておりますので、その辺は発注方式をつくらなければ、手厚い補助が保障されているとは思っておりません。

○古田委員　　そうすると、今までにない発注方式を導入するという事は、大変な作業がかかると伺っているんですけれども、下水道に限らずほかの事業に活用できるものがあれば、市全体のコスト縮減が図れるかもしれませんので、早期に導入に向けて努力していただきますように、この点は要望をしておきます。

もう1つ、江森・山尻地区の整備事業が増額となっておりますけれども、1件あたり負担額は一体幾らになると見込まれているのか、お尋ねをいたします。

○水道部下水道課長 現在のところですが、これは5月1日の諸経費の上昇も含めて1件あたりですけど、約44万2,000円ぐらいを試算としております。

○古田委員 44万2,000円。まあ仕方ないかなあと考えておりますし、いろんなコスト縮減が図られているので、この程度にとどめていただけているのかなというふうに実感をしておりますけれども、4年ぐらい前から地元の要望が持ち上がって、本当に速いスピードでやっていただいております。さらなるコスト縮減、またたび重なる物価上昇の、いろんなほかの事業を見てみると思わない金額で上がっているところをこの程度にとどめていただいているということで、地元としても大変、この事業を円滑に進むように喜んでおりますので、どうかスムーズに工事が完了するように、さらなる御努力をよろしくをお願いいたしますので、この点、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ほかに。

○東委員 今回の質問の中で、ちょっと確認も含めてなんですけど、今回若干工事費が上がるということで、平均的には44万2,000円ぐらいの負担ですよということなんですけど、きょうの議案書の58ページの上段に下水道事業費負担金というのがあって、これが今のふえる分というふうに見ておるわけなんですけど、これを含めて44万2,000円ぐらいということになるんですか、それでよろしいですか。

○水道部下水道課長 そのとおりでございます。

○東委員 それで、具体的に60ページの歳出のほうで、今回の補正の新積算基準に対応だということで、62ページにはその内訳が出ていまして、それぞれが60ページの中段から下に工事名に対して補正のふえる分が記載をされるわけでありまして、確認しておきたいのは、今の江森・山尻地区というのは、この60ページの上段から例えば3つ目の枝線管きよ布設工事費、それからその下の流域幹線接続工事費、この2つが江森・山尻地区に対応する分ですか。もっとありますか。それとも、こんなふうに簡単に分けられない。

○水道部下水道課長 この44万2,000円の根拠ということでしょうか。違いますかね。

負担金事業の1,140万6,000円、こちらのほうに入ってきますね。

○東委員 流域の接続は関係ないですか。

- 水道部下水道課長 関係ございません。
- 東委員 流域は関係ない。あくまでも今回600万円ぐらいふえるか、負担金がね。その分に該当する部分がこの1,140万6,000円に該当する部分がふえる部分ですよということによろしいですか。
- 水道部下水道課長 はい、そのとおりでございます。
- 東委員 あとの残りは国か。ということでもいいんだね。国から出ますよということですね。
- 水道部下水道課長 そうということです。
- 東委員 それともう一回、先ほど古田さんが言ってみえた新しい発注方式というのが想定されますよと。例の普及率が悪いところで上げていくためにというふうに議論が今あったんですけど、その新しい発注方式というのは、具体的にどういう内容か、わかればありがたいんですけど。
- 水道部下水道課長 一般質問の答弁でもありましたとおり、今考えているのは、国のほうですが、PPP、要は官民連携で平成27年度から工事監理委託を発注していきますけれど、それが1つの民間の補完、要は監督の補助をしていただくということの一つのPPPの方式でありまして、これが一つのステップとなって、今後、複数年であったり、一括で面を発注したりとか、そういったことの中で諸経費を浮かせる。これが一つのコスト縮減ということで、あと細かいことにつきましては、まだ国と最終的に煮詰めていないので、その辺はまたもし固まれば、一度お話をさせていただきたいと思っております。
- 東委員 だから、平成27年度、今年度監理委託の部分を一部そういう方式を採用したいという話、今出ました、そういう言い方でしたかね。
- 水道部下水道課長 はい、そのとおりです。
- 東委員 具体的に、それは工事場所だとか、そういうのも決まっておるんですか。
- 水道部下水道課長 平成27年度の区域について、監督の補完を行うための委託を今回出すということです。
- PPP、先ほど言いましたけれど、その中に工事施工監理委託というのがありますけれど、その監督補佐をすること自体が民間を利用しているとい

うことで、PPPが成立するという事なんですけど。

○東委員　でも、それは既に採用中なんだね。具体的に言えば、やってみえるわけだ。

それで、今のそういったことがもっともっと、今はたまたま補佐的に民間の事業者が監理の部分を、本来なら行政が監督管理する部分があるんだけど、その部分も担っていただくと、民間にある程度は。そういう形で極力、それで経費節減になるのかよくわかりませんが、そういう採用方式をこれから広げていきたい。例えば今は行政側と工事業者の関係で業者で工事をやられていきますけど、これが管理監督も含めて全て、例えばある工事、あるエリア、あるいはある幹線工事をやる場合に、今までの方式とは全く変わる方式になるという見方ですよ。

○水道部下水道課長　全てを任せるということではなくて、例えば苦情もそうなんですけど、判断するのはあくまでも市役所の人間です。あくまでも監督補佐として現場の材料検収であったり、品質管理とか、あと工程管理、判断をするのはあくまでも市役所側だということと考えていただきたいと思うんですけど。

○東委員　そうすると、今下水道課で皆さんがやっている仕事の部分で、例えば一定民間の活用と言いましょかね。そういうことが想定される、ある程度ね。そうすると、皆さんの市の職員の方たちの仕事量、そういうものが逆に減ってきたりするということですか。

○水道部下水道課長　現在下水道というのは整備をどんどん拡大しています。年次の面積がどんどんふえていくということになると、当然行政側の人間が足りなくなります。その分を補うために現場へ行く機会を減らして工事監理委託に頼むと、何とか今の整備計画を進めようということなんです。

○東委員　わかりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休 憩

午前11時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時43分 休 憩

午後 1 時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第38号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課長 それでは、議案書の63ページ、議案第38号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

所管課はまちづくり課でございます。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては64ページに、また歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、65ページから67ページに掲げております。

歳入につきましては、68ページ、69ページの上段に3款1項1目1節一般会計繰入金を掲げております。

歳出につきましては、その下段に2款1項1目土地区画整理事業費を上げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願い

いたします。

なお、補正予算説明資料の24ページに位置図を掲載させていただいております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　　24ページに絵が出ていますが、提案説明でまだ仮換地中だけど、大体ほぼ決まっておるんだけど、土地利用をしたいという要望があったね。この歩道乗り入れ口というふうな表示の仕方なんですけど、これは国道155号線の歩道の部分とか隣接しますよね。こういう場合の乗り入れ口というのは、その換地された側の所有者の部分のどの範囲を区画整理でやる工事なのかよくわからないんだけど、乗り入れ口は一般的に歩道の乗り入れ口というのが、普通だと道路に面した土地が換地される。そこから別に所有者から道路に自由に出られますよね、接道しておるわけだから。わざわざ乗り入れ口というのをつくるとというのがちょっと意味がわからなくて、内容をお聞きしたいんですけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　一般的な画地につきましては、道路も一緒に整備しておりますので利用できるんですけども、この場合は国道155号と今の仮線路の側道で使っておりますけれども、いわゆる区画整理の目的としましては、道路以外に画地の土地利用も促進するという目的もありますので、そういった土地利用をするための環境整備の一環だということで、土地区画整理事業で歩道の乗り入れ工事をするものであります。

○東委員　　これ、位置的には、この図でいいんですかね。ここに絵がありますよね。将来的には、今多分鉄道軌道のあるところは仮線になって、いずれはそこが側道になるわけですよね。側道の部分はこの絵に出てきますよね。ちょうど線路際だから。その中に入った今の換地された所有者の部分のうちで、実際に換地されておる土地の部分にも、そういう工事を区画整理でやるんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　過去に平成23年度にも、

今回の工事の西側でも4カ所ほどやっております。

- 東委員 現在の国道155号に接道しておる部分でやられてみえるの。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 そのとおりでございます。
- 東委員 そうすると、道路としては個人の敷地内に公道が入ることになるわけですか。私の質問が悪いかわからんですよ、その……。
- 都市整備部長 車道から敷地の中に入れるように、一般的なものと境界ブロックとかそういったものがありますので、それを切って出入りできるような形にするというのが、今回のこの仕事です。

それで車が入ることによって、例えば歩道用の側溝が入っておれば、車が乗っても大丈夫なような構造のものにするだとか、歩道につきましても、歩道用の舗装から車乗り入れに耐えられるような舗装に変えるといったものを含めた仕事ということになってまいります。

- 東委員 見方が悪いのかわかりませんが、普通だと道路部分で、よくありますよね。接道しておるところに民家の方が例えば車庫をつくった。そうすると、そこの部分で側溝のふたの強度がはかられますということになったりするわけだけど、それは個人がやりますよね、そういう場合は。ただし、公共の部分のところでも、そういう個人の事情によってはそれはあるんだけど、今のように都市整備部長さんがおっしゃってみえるのは、車道から入っていくところの歩道の部分を整備しないと、接道をしておっても利用できないという言い方で、この絵を見ておると、敷地内まで入り込むと私は見えただけ……。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 図面の図示の仕方がもうちょっと下に来ればいいんですけど、少し入っておりますので、道路部分だけでございます。

- 東委員 そういうことならわかります。よう見ておると個人の敷地の部分まで道路をつくるのかなあという気がしたもんですから、これはちょっとおかしいんじゃないのという意味で質問をしたんです。そういうことですか。この絵を見るとそういうふうに見えるんじゃないですか。どこにつけるかわからんという意味で苦勞をしたんです。

- 委員長 ほかに質疑は。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 12 分 休 憩

午後 1 時 12 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 平成27年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 では、続いて、議案第39号 平成27年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは議案書の70ページ、議案第39号 平成27年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

所管課は水道課でございます。

補正予算といたしまして、収益的支出の補正予定額及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、71ページから74ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

75ページ、76ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的支出につきまして、上段1款1項2目配水及び給水費、その下2項2目消費税及び地方消費税を掲げ

ております。内容につきましては、右側説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、平成27年度6月補正予算説明資料の25ページに消費税計算書を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　ちょっと消費税の計算のところ、説明資料の25ページにあるんですけど、確認の意味のようなことなんですけど、今回、工事の関係でそのもとになるのが76ページに営業費用で配水及び給水費のところ、新たに補正が1,093万2,000円が組まれておるわけでありまして、この中身は、76ページのほうでいくと配水管等維持管理事業というところでは、臨時職員の方の新しく雇い入れが必要だということで、総額で法定福利費も含めて180万6,000円と、それから新しい事業継続計画策定委託料、これは本会議で出した内容があったんですけど、ここで工事費が委託料で912万6,000円なんですけど、これから見ておって、先ほどの消費税のところなんですけど、この消費税の収入は変わりませんから、支出の部分で変更があるということですよ。今回課税仕入れ、これは前の数字がないと皆さんわかりづらいんですけど、課税仕入れ分と、それから非課税仕入れの部分が想定されるわけなんですけど、まず課税仕入れが今回税率8%で給付の欄が7億2,044万8,000円のところが、この部分が先ほどの76ページの事業継続計画策定事業、この部分がここにふえるというふうな理解でよろしいですかね。

○水道事業水道部水道課長　こちらにつきましては、課税仕入れ分の8%に相当する額につきましては、事業継続計画策定事業に係る消費税分はこちらにございますが、これ以外に臨時職員等の賃金のうち、交通費は課税仕入れに該当いたしますので、その交通費2万4,300円分に相当する額がこちらの税込みの仕入れ額に加算されます。

○東委員　今、水道課長さんから説明をしていただいた中身は、本来でいくと、7億2,000万円の前は7億1,129万8,000円でしたので、単純に私は差し

引きしたら915万円だったものですから、今の2万4,000円がちょっと差が出たなあと思っておったんですけど、その交通費というのは、そうすると、逆に言うと今の臨時職員さんの分の賃金のところから引くという意味だよ。こちらはふえるんだから、でしょう。賃金の差はそういうことでしょう。違いの。

○水道事業水道部水道課長　この臨時職員等の賃金の中には、実際に時給900円の243日分にプラス交通費の243日分、1日100円を加算した額が予算に155万5,000円といたしまして計上いたしております。

○東委員　だから、臨時職員は普通はよく交通費というのは分けますけど、だけど、これまでの表示としては大体そういう表示の仕方なんです。だから、本来でいくと不課税支出に労務費、賃金が該当するわけだけど、そこから差し引いてあるということが2万4,000円分ということですね、そうすると。

○水道事業水道部水道課長　そのとおりでございます。

○東委員　もう1点、今回、76ページの営業外費用の消費税で減額補正が出るわけですけど、課税仕入れがふえた関係で納税額が減りますよということだと思っておりますけど、それでこの25ページにいろいろ表の下段に幾つか計算していただいておりますか、それぞれということ。

それで、単純に、例えば表の支出のところの一番最下段の消費税及び地方消費税納付額2,791万6,000円ですね、支出の分のところの税額が。この25ページの一番最下段、補正後最下段の直前、補正後が2,791万6,000円なんですけど、これは左を見てもらうと、⑧足す⑨足す⑩足す⑪でこうなると書いてあるんだけど、単純にもともとの当初予算のときに、ここに来る数字は2,859万4,000円なんですけど、単に2,859万4,000円から表に出てくる2,791万6,000円を引くだけじゃいかんのですか。

○水道事業水道部水道課長　従来から当初予算の消費税計算書というのは添付させていただいておりますので、当初予算ベースで。それにあわせて消費税計算を実際に詳しく、こちらを見ていただくとわかるんですが、まず5%と8%の両方の税率がまだございますので、8%なら8%、5%なら5%分のそれに係るところの消費税額をまず計算させていただいて、その後に地方消

費税額の計算をいたしまして、実際の消費税及び地方消費税の額を算出しております。

こちらを基本に補正予算のほうの消費税及び地方消費税の額67万8,000円の減額となるものを算出しておりますので、実際にはこちらの計算書で、どうしても1,000円単位の端数の切り捨て、切り上げというのが、基本的にこの計算の中にもルールがございまして、それによって単純に差し引きすることによって1,000円が微妙に変わってくる場合がございますので、正確に計算をさせていただいた後、1,000円単位で切り上げたもの同士の差し引きで補正予算の額を計上させていただいております。

○東委員　それでも実際、この表示は1,000円以上しか書いてないけど、明細はだよ。別にそれを細々と1円単位まで計算しておるわけじゃないよね、現実には。

ここの表示は1,000円単位のしか表示していませんけど、実際には、いやいやこれはちゃんと1円単位で計算してあるという話ですか。

○水道事業水道部水道課長　はい、そのとおりでございます。1円単位で計算した上で一番最終の答えを1,000円単位の数字をつくりまして、その数字に合うように端数調整を各段階において行っております。

○東委員　じゃあそう単純にやっちゃあいかなと。変わってくることもあるやると。

○水道事業水道部水道課長　あります。

○東委員　ああ、そう。

○委員長　ほかに質疑は。

○東委員　ちょっと1つだけ確認したいんですけど。

72ページのキャッシュ・フローで、平成26年度から出てきてるやつですけど、それで、当年度純利益が今回の事業をやられることによって変わってくるわけですけど、そこで出発するんですが、それはそれでそのまま数字が経費として75ページにあるわけですけど、1,025万4,000円分がキャッシュ・フローで、一番最初の純利益のところが変わってきて、1つだけ確認したいのは、つらつらと見ておると、上から12行目ぐらいに未払い金もちょっと変更があるんですけど、数字を見ておると。これは4月1日から3月31日までと

ということなんですけど、実際には、もうこの数字は決算数字、現時点で出てくるということは。

○水道事業水道部水道課長　こちらにつきましては、予定のキャッシュ・フローの計算書でございまして、例えば臨時職員の賃金でございまして、3月分の臨時職員さんの賃金というのは4月の支払いになりますので、未払いになってまいりますので、そうしたことから、こちらへその見込みで予定のキャッシュ・フロー計算書を作成しております。

○東委員　だから、当初予算よりも少し変更があるという部分が出てくるわけなんですけど、そうすると、現在のその部分が変わるように見込んだと。でも、今後、まだこれきょう6月ですよ。普通5月で締めて、終わってないんだけど、これはだからこの4月から来年3月までのフローですから、途中が出てくる可能性があるということで、今回も補正があったように、今事業として、純利益分が変わってきた。未払い部分の変更というのも、いつの時点の変更なんですか。

○水道事業水道部水道課長　こちらにつきましては、当初予算作成時点のものに対しまして、補正予算を乗せた形の補正予算後ベースのものを3月31日までの見込みで作成いたしましたもので、途中段階の4月、5月等の執行状況、そういったものは一切加味したものではありません。あくまで予算ベースのキャッシュ・フローでございます。

○東委員　見方が違っておればいかんなんですけど、私が聞いたのは当初よりも14万円ぐらい違うんだけどね、未払い金。その違いが何かということを知っておるんですけど、今の水道課長さんの話は、もちろん当初に組んだやつは1年分だけと。私が数字をはじいておったら、14万円ぐらい違っておったもんだから、当初と比べてだよ。その違いがどこで発生したかとお聞きしたんだけど。

○水道事業水道部水道課長　こちらにつきましては、実際にまず委託業務の分ですけれども、こちらの分のもともと算定というのは、当初予算ベースにおきましても、前年度の未払い率に基づいて案分して逆に未払い金を算定しております。その部分が一部こちらの未払い金の部分の中には含まれております。実際には未払い金の増額する部分が、臨時職員分の賃金として14万

8,000円、それと実際に委託料の分で28万8,000円のマイナス、これを合わせました14万円がマイナスになるものでございます。

○東委員　それは、そうすると、今回臨時職員の方を今回雇い入れするということによって、この差が発生したということによろしいですか。

○水道事業水道部水道課長　こちらにつきましては、先ほど御説明させていただきました前段の14万8,000円につきましては、臨時職員さんの雇い入れに伴いまして未払い金が14万8,000円増加いたします。それに対しまして、事業継続計画策定事業の委託料の分が増分になることによりまして28万8,000円減額となります。こちらを合わせました額といたしまして14万円ということでございます。

○東委員　よくわからんけど、事業継続計画策定委託料ですね。それは今回補正で組むわけなんですかね。それが未払いの増額にどうしてなるんだ。

○水道事業水道部水道課長　実際にこちらの業務も一応委託の予定期間が3月といった状況になってまいります。そうした中で、本来であれば4月の支払いというふうに考えるわけなんですけど、当初予算ベースにおきましても、こういった事業に係る分については、当初の予算のときには未払い率という形で率計上で未払い額を予算計上させていただいております。今回補正の額が増額する分も合わせた形での同じ未払い率に基づいて計算した残額が、実際に4月以降の支払いという計算になってまいりますので、それによって28万8,000円の減額というものが出てまいります。

○東委員　そうすると、委託料って必ずあれか。本来、来年の3月末までのフローじゃないですかね。その時点で未払いが発生するという想定だもんだから、その後はふえた分、引いた分があってこうなるよという話なんだけど、それは、今ごろの発注の部分でも、3月末を超える未払いがあるという、そんな形になるという考え方をするんですか。

○水道事業水道部水道課長　基本的には工事費とか委託料とかを含めまして、もともと当初予算ベースで未払い金の算定をいたす折に、その未払い率なるものを前年度の数値を用いまして、未払いとなる額を算定いたしております。それと同様に、今回補正で予算として計上させていただいた今回の委託料につきましても、同様の考え方をもちましてキャッシュ・フローを作成いた

しております。これによって数値が変わってまいります。

○東委員　そうすると、先ほどの話だと、結局差し引き14万何がしなんだけど、ふえるほうは継続委託料のほうでふえて、減るほうが臨時職員さんの関係で減りますよと。先ほど差し引きだと言ったよね、28万円と14万円の差し引きで、結果14万円だったという話じゃないですか、ですよ。その減るほうの14万円というのは、臨時職員さんの賃金というのが未払いで減るほうというのはよくわからんのですが。

○水道事業水道部水道課長　今、東委員さんが言われたのは逆で、臨時職員さんの分は3月分が未払いになるんで4月に持ち越すからプラスにふえますよ。委託料の分については減りますよというところで……。

○東委員　委託料は減るほうね。逆ね。

○水道事業水道部水道課長　そうでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時32分　休　憩

午後1時32分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長　では、続きまして、当委員会の年度調査事項等を協議していただきますので、資料配付のため暫時休憩といたします。

午後 1 時 32 分　休　憩

午後 1 時 34 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

今年度当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等を決めていただきますと思います。

なお、昨年度までの建設産業委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてお配りしてありますので、参考にしてください。

最初の年度調査事項を議題といたします。

御意見はありますか。

平成25年度も平成26年度も同じ……。

○河合委員　昨年並みでいいんじゃない。

○古田委員　平成26年度と一緒にいいよ。

○委員長　ほかに。

○東委員　私は結構ですよ。

○委員長　じゃあ、御意見も尽きたようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、先ほどお配りした一覧表のとおりでございます。平成26年度の1. まちづくり事業について、2. 公園・緑化事業について、3. 上下水道事業について、4. 鉄道高架事業・橋上駅・バリアフリーについて、5. ごみ処理施設・ごみ減量について、6. 環境問題（地球温暖化対策）について、7. 商工農・観光・地域振興行政について、8. 地域の公共交通機関の整備について、9. その他、当委員会の所管する事項に御異議はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、去年並みということで決定をさせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　また、ただいま決定しました事項、その他、当委員会の所管する

事項を今加えさせていただきましたけれども、加えて、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査とし、議長に申し出をしていきたいと思いません。

行政視察調査日程について

○委員長　　続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○主事　　事務局から説明させていただきます。

委員の皆様、お手元にA 4縦の1枚があると思います。上段には、平成23年度から平成26年度までの建設産業委員会の過去の行政視察の項目と視察先を掲示させていただいております。下段のほうに※印で本年度の行政視察の日程案を載せさせていただいております。

A案といたしまして、10月13日火曜日から10月16日金曜日の間、次にB案といたしまして、10月20日火曜日から10月23日金曜日の間、このいずれかの期間をお選びいただきまして、そのうちこの期間の間で、何泊何日で行かれるかということをお協議いただきたいと思えます。お願いいたします。

〔「B案」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　今、A、Bとありますけど、B案という……。

○河合委員　　はい、Bでいいです。

○委員長　　10月20日から10月23日という意見が出ましたけど、別に御異議はないですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では今の2案のうち、10月20日から10月23日で行きたいということで、今御意見がございましたので、それでは行政視察の日程については、今申し上げたとおり20日から23日ということで実施し、そのうちの何日間で行うのか決めていただきたいと思えますけれども、何か。

〔「例年どおり、2泊3日でいい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　2泊3日で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　それでは2泊3日で行政視察調査を実施していきたいと思います。
よろしく願いいたします。

行政視察の調査先及び調査項目について

- 委員長　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。
先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき、御協議をお願いしたいと思います。どこかよい候補地がありましたらお願いいたします。
- 河合委員　委員長・副委員長にお任せします。
- 古田委員　いやいや、7月何日かまでに案があったら委員長・副委員長に
というふうにしたほうが良いと思います。最終リミットだけ決めてもらって。
- 委員長　今、古田委員から何日までに行き先のもし案があれば、提案して
いただいたほうが良いんじゃないかという意見が出ましたので、そのように
していきたいと思いますが……。
- 古田委員　7月中でいいのか、何日までが良いですか。
〔発言する者あり〕
- 委員長　では、7月31日までに、私委員長、あるいは副委員長までか、あ
るいは事務局のほうへお願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

- 委員長　では、続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたしま
す。
研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。
日程は、議会や会議、視察がないところになろうかと思います。また、講
師の都合もあるので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマや
講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思います。
講師で何か近い人、お知り合いの方がありましたら……。
- 古田委員　今、聞いたもんで、これもいつまでに。

- 主事 9月の定例会で再度相談しますので。
- 委員長 じゃあ9月の定例会が実施されるまでに、また。お願いいたします。
- 古田委員 行うのはいつの予定なんですかね。11月ぐらい、視察から帰ってきてから。

〔発言する者あり〕

- 古田委員 11月でもいいんだね。はい、わかりました。
- 委員長 それでは、また何か御意見や提案がございましたら事務局までお知らせください。

また、9月の委員会の折に、皆さん方の御意見、御提案などを踏まえて改めて御相談いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様方の御協力いただきましてありがとうございました。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午後1時44分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 官地友治